



社会福祉法人 関耀会 デイサービスセンター

まごころの杜

重要事項説明書

社会福祉法人 関耀会

通所介護 重要事項説明書

(令和1年5月1日 現在)

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 関耀会
法人所在地	茨城県筑西市西方 1667
事業所名称	デイサービスセンター まごころの杜
事業所番号	0872701099
電話番号	0296-28-8586
事業所長	管理者 関口 昌代

2. デイサービスセンター まごころの杜の概要

(1) 運営方針

当通所事業所は、高齢者ケアについて、次に掲げる方針をもって運営に当たります。

- ① 施設への定期的参加により「閉じこもり予防」の支援を行います。
- ② 運動の習慣化により心身の機能向上への支援を行います。
「心身の安定」「活動意欲増強」「筋緊張の緩和」等
- ③ 地域の医療・福祉関係機関との連携を図り、高齢者にとって住みやすい地域づくりに貢献します。

(2) 職員の体制

事業所における従業者の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

- ・管理者 1名 ※相談員と兼務
- ・生活相談員 1名 ※介護職員と兼務
- ・看護職員 1名以上 ※機能訓練指導員と兼務
- ・介護職員 4名以上 ※生活相談員と兼務

- ・通所介護従事者は、指定通所介護の業務に当たる。
- ・生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- ・看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- ・介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、適切な介助を行う。

(3) 当センターの設備等

定員	24名	静養室	23.19 m ²
機能訓練室	80.60 m ²	相談室	9.94 m ²
送迎車	6台	浴室	大浴場、リフト付個浴

(4) 営業時間

営業日	月～金曜日 8:30～17:30
定休日	土曜日、日曜日 ※年末年始(12/31～1/3)
サービス提供時間	9:10～16:15

3. サービスの概要 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた通所介護に定められます。

- ① 当日の健康把握 血圧測定、検温、問診
- ② 運動・体操 音楽体操、集団体操等
- ③ 入浴 大浴室、リフト付個浴
- ④ 食事 昼食(普通食、特別食)
- ⑤ ご利用者同士の交流 お茶と会話の時間
- ⑥ レクリエーション 趣味活動等選択制プログラム
- ⑦ 送迎 お迎え・お送り

4. 料金

別紙料金表によって、要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※理美容代については、実施内容に応じてご請求いたしますので、お支払いください。

5. 支払い方法

前記の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し翌月15日までに請求書を発送します。お支払方法は、原則として翌月27日の口座振替(引き落とし)でお支払い下さい。

6. 利用の中止・変更・追加

利用予定日の前にご契約の都合により、通所介護サービスの中止、または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。利用日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申

し出をされた場合、取り消しすることができませんので、当日行う予定のサービス分の利用料金をお支払い頂く場合があります。

ただし、ご契約者の緊急入院等やむを得ない場合はこの限りではありません。サービスの変更・追加の申し出に対し、利用人数の稼働状況により希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の期間を提案しご契約者と協議致します。

7. サービス利用のための留意事項

(1) サービス利用中に体調不良となった場合は、主治医または近隣病院で受診していただくことがあります。その際は原則にご家族にお連れいただくこととなりますので、ご了承ください。

(2) 設備・機器などの利用について、利用者の責めに帰すべき理由により破損した場合は弁償して頂くことがあります。

(3) 当施設において転倒、転落等の事故が発生した場合、当施設に業務上の過失がある場合(介護職務上の過失、施設管理の過失)、施設損害保険に基づく保証制度による費用の負担を行います。

8. 利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束を行いません。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設ご利用者相談

【苦情担当】 生活相談員 関口 昌代 電話 0296-28-8586

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

【筑西市役所 介護保険課】 電話番号 : 0296-24-2111

【茨城県国民健康保険団体連合会】 電話番号 : 029-301-1565

【茨城県社会福祉協議会】 電話番号 : 029-305-7193

10. 事故発生時の対応方法

利用者に対する利用提供の際に事故が発生した場合は、利用者および家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する利用提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の窓口】

筑西市役所 介護保険課 電話番号 : 0296-24-2111

【居宅介護支援事業所の窓口】

ご契約の居宅介護支援事業所 居宅名 :

11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

【利用者アンケート調査、意見箱等、利用者の意見等を把握する取り組み】

1、あり	実施内容	意見箱にて回収
	結果の開示	1、あり 2、なし
2、なし		

【第三者による評価の実施状態】

1、あり	実施日	平成 年 月 日
	評価機関名称	
2、なし		

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 茨城県筑西市西方 1667

施設名 社会福祉法人 関耀会

デイサービスセンター まごころの杜

代表者名 管理者 関口 昌代 印

説明者名 生活相談員 関口 昌代 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

(利用者本人との関係)